

**児童虐待防止対策強化プロジェクト
(施策の方向性)
【概要】**

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

- ・児童虐待の相談対応件数は増加の一途
- ・児童虐待による死亡事例の4割強は0歳児

②関係機関の情報共有による最適な支援

- ・国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担が不明確
- ・児童相談所・市町村が同じ視点で支援を要する児童に向き合っていない

③自立支援とフォローアップ

- ・社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要することが多い
- ・措置解除後も就業自立に結びつかないケースが多い

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

役割の明確化を踏まえ、共通の判断基準によりアセスメントを実施

18歳到達後や施設退所後等の継続的な支援

現状の児童虐待発生件数

児童虐待発生件数

児童一人一人に対応した適切な支援メニューの提供

市町村で
児童相談所で

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

養子縁組

里親

乳児院

児童養護施設

正規雇用で就職など、確実な自立へ

NPO、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップの構築

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

- 国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担及び介入と支援の在り方
- 司法の関与 ●里親委託・特別養子縁組の推進 などについて、引き続き議論

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

望まない妊娠、若年者の妊娠等について、関係機関からの情報提供の新たな仕組み及び子育て家庭へのアウトリーチ型支援により、行政や民間と子育て家庭の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止する。

②関係機関の情報共有による最適な支援

虐待事案が発生した場合において、児童相談所、市町村などの関係機関が、共通の判断基準によりアセスメントを行う新たな仕組みを通じて情報を共有することで、全ての支援を要する児童に対し、質の高い最適な支援を実現。

③自立支援とフォローアップ

個々人の状況を踏まえて里親委託や養子縁組など家庭的な環境で養育することを推進するとともに、施設入所・里親委託等の被虐待児童について、個々人の発達に応じたテーラード型の支援を行うとともに、新たに、施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進等のフォローアップを行うことにより、確実な自立に結びつける。

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

次期通常国会における児童福祉法等の改正法案の提出も念頭に検討を進めるとともに、これらの一連の対策が効果的に機能するよう、必要な検証を行い、定期的に見直しを行う。

民間との協働

- ・ N P O、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップ構築
- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）の活用
- ・ 民間事業者による取組モデルの収集

アウトリーチ型支援

- ・ 支援を要する妊婦・家庭の把握、支援
- ・ 安全確認のための支援
- ・ 在宅児童・家庭への支援

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

※各事項について、今後、検討する。

① 妊娠期からの切れ目ない支援による発生予防

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

支援を要すると思われる妊婦を把握した学校、病院等の機関等が、市町村に対して通知。

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

- ・ 様々な事情により行政機関や子育て支援拠点と自ら接点を持ちにくい家庭に対するアウトリーチ型支援。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で活用。

【その他】 ○子育て世代包括支援センターの全国展開 ○助産施設の周知の徹底 など

② (1) 児童相談所・市町村の体制整備と役割分担

児童相談所等の相談体制

法的知識を要する相談や心理面に配慮することが必要な相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所や市町村の相談体制を整備し、専門性を向上。

初期対応の役割分担及び児童相談所から市町村への事案送致

迅速な初期対応を図るため、児童相談所・市町村間の共通アセスメントツールを活用するとともに、市町村が対応することが適当事案を児童相談所から市町村に送致。

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

②（2）要保護児童対策地域協議会の機能強化

協議会設置促進・調整機関の専門性の向上

地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進、要保護児童対策調整機関の専門性を向上。

調整機関による対象児童の判断・協議不調時の主担当機関指定

- ・要保護児童対策調整機関が、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断。
- ・協議が調わない場合における調整機関による主たる支援機関の指定。

②（3）被虐待児童の早期発見と迅速かつ的確な対応

関係機関等による調査協力等

児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、学校、医療機関等は当該調査に対し協力。

緊急時の臨検・捜索手続の簡素化

虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、緊急時における、都道府県による児童の家庭への臨検・児童捜索手続を簡素化。

- 【その他】 ○学校・医療機関における児童虐待対応の体制整備等 ○一時保護所の体制整備等
○一時保護所の第三者評価の在り方 ○民間の活用等による里親委託等の在り方 など

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

③（１）親子関係再構築の支援

一時保護や措置の解除時の助言等

一時保護・施設入所等の措置の解除時において、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングを実施。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援。

【その他】 ○一時保護の延長の際の保護者関与 ○措置解除後等における継続的な安全確保措置 など

③（２）施設入所等児童の自立支援

18歳に達した者に対する支援の継続

積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援。

施設退所後のアフターケアの推進

自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりを推進。

【その他】 ○自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施 ○里親委託児童の自立支援の充実

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

民間の創意工夫の活用

官・民のパートナーシップの構築

官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

先駆的な取組手法の検討・導入

行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法を始めとした先駆的な取組を幅広く参考とした上で、児童福祉分野での効果的な取組手法を検討・導入。